

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案に関する意見募集の結果について

令和 8 年 5 月 27 日  
厚生労働省  
雇用環境・均等局雇用機会均等課

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案について、令和7年12月11日（木）から令和8年1月9日（金）まで御意見を募集したところ、1件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方を別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

皆様の御協力に御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

別紙

寄せられた御意見の概要	御意見等に対する考え方
<p>セクハラ等で被害を訴えた労働者に対し不利益措置を講じて企業名公表にまで至ったところの求人募集申込みを受け付けるのは国の機関がそうした使用者の手助けをするかのようなイメージになるため、申込みを受理しないようにできることとするのは合理性があると思います。</p> <p>ただ、反省をして再発防止策等を講じて、そのことを添えて申し込んできた場合も一律に受理を拒否する必要はないと思うので、そうしたある意味「救済策」を講じておいてもよいかと思いました。</p>	<p>職業安定法第5条の6第1項の規定に基づき、職業安定法施行令第1条各号に列挙されている規定に違反した場合は求人不受理とできますが、求人不受理とできる場合の詳細は職業安定法施行規則において定めており、職業安定法施行規則についても、改正法の施行に伴い所要の改正を行いました。</p> <p>具体的には、今般の職業安定法施行令の改正で追加する条項（改正後の労働施策総合推進法第33条第1項及び第2項、改正後の男女雇用機会均等法第13条第1項及び第2項）については、これらの規定に違反し、さらに勧告を受けたにもかかわらず従わない場合に、改正後の労働施策総合推進法第42条又は改正後の男女雇用機会均等法第36条の規定による公表がされるようなものについて、以下2つのいずれかに該当することが確認された場合に求人不受理とすることができます（改正後の職業安定法施行規則第4条の5第3項第2号の2及び第3号）。</p> <p>① 違反行為の是正が行われていない場合又は是正が行われてから6か月が経過していないこと</p> <p>② 求人不受理期間中に、再度同一の規定に違反する行為を行った場合であって、求人申込時に当該同一違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われてから6ヶ月が経過していないこと、その他当該同一違反行為が求職者の職場への定着に重大な影響を及ぼすおそれがあること</p>

<p>※いずれの規定も令和8年10月1日施行 このため、求人者が法違反については是正を行い、6か月が経過した際は、一般に、求人不受理の対象外となりますので、ご指摘の「救済策」は改正後法令において担保されと考えています。</p>
---

※上記のほか、1件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。